

岐阜県公報

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定
 岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一
 部改正 (用 地 課) 五一九ページ
 (出 納 管 理 課) 五二二

選挙管理委員会告示

政治団体の異動事項の公表 (選挙管理委員会) 五二三
 訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (同) 五二三
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 五二三

公 示

土岐都市計画の図書の縦覧 (都 市 政 策 課) 五二四

告 示

第 二 千 二 百 九 十 九 号

平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 八 日

(金 曜 日)

岐阜県告示第五百六十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
各務原市
- 二 事業の種類
各務原市道鵜九百三十二号線改築工事(岐阜県各務原市鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽場町七丁目及び鵜沼羽場町八丁目地内並びに同市鵜沼真名越町一丁目地内から同市鵜沼西町四丁目地内まで)
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
岐阜県各務原市鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽場町七丁目、鵜沼羽場町八丁目、鵜沼真名越町一丁目、鵜沼真名越町二丁目、鵜沼古市場町一丁目及び鵜沼西町四丁目地内
 - 2 使用の部分
岐阜県各務原市鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽場町七丁目、鵜沼真名越町一丁目、鵜沼真名越町二丁目、鵜沼古市場町一丁目及び鵜沼西町四丁目地内
- 四 事業の認定をした理由
1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、岐阜県各務原市鷺沼羽場町六丁目地内から同市鷺沼西町四丁目地内までの延長約一・六キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする。「各務原市道鷺九百三十二号線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた前記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に規定する市町村道に関する工事であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

各務原市道鷺九百三十二号線（以下「本路線」という。）については、道路法第八十一条の規定により各務原市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条第一項の規定により各務原市が道路管理者となることなどから、本件事業を施行する充分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

本路線が通過する各務原市鷺沼地区は、県の物流の大動脈となる一般国道二十一号を基幹として、愛知県春日井市に至る県道春日井各務原線や南北に走る県道江南関線等により道路交通網が形成されているが、一般国道二十一号は自動車交通量が多く、県道春日井各務原線はJR高山本線及び名鉄各務原線との平面交差踏切が存在しているため、踏切遮断の影響による交通渋滞が発生している。そのため、本路線は一般国道二十一号及び県道春日井各務原線の迂回路としても利用されており、当該地域の生活や産業に欠くことのできない路線となっている。また本路線は、起点側には自動車、繊維関連の各種工場が立地しているうえ、近年では、大型商業施設が outlet しており、終点側においては、名鉄各務原線新鷺沼駅に連結していることから、通勤、通学、買い物等に広く利用されており、自動車交通量が多い路線となっている。

しかしながら、本路線のうち、本件区間は狭小区間が三箇所存在しているため、

走行車両は減速や停止を余儀なくされ、車両どうしのすれ違い時には車線からはみ出すなど、走行性が著しく低い状況にある。また、本路線の終点部においては、平成二十年度に県道春日井各務原線との交差点に右折車線を設置する交差点改良工事が完了し、平成二十三年七月には当該交差点付近の現道拡幅工事も完了したことなどから、本路線を利用する交通量の増加が見込まれており、当該区間における交通事故の危険性も高まっている。

本件事業の完成により、現道の幅員狭小区間の解消が図られるとともに、安全かつ円滑な交通が確保され、交通事故の危険性も軽減されるものである。また、自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全性も確保されることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、本件事業は、現道拡幅方式による改築工事を行うものであり、これにより車線数や車道幅員などの道路規格が大きく異なるものではないため、現状の生活環境は維持できるものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財は三箇所存在しているが、岐阜県教育委員会等との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。また、希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、岐阜県各務原市鷺沼羽場町六丁目地内から同市鷺沼西町四丁目地内において、現道の幅員狭小区間の解消を図るとともに、安全かつ円滑な交通を確保し、交通事故の危険性を軽減することを目的とし、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三種第四級の規格に基づき、二車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のルートについては、現道拡幅方式（以下「申請案」という。）の他、

現道の南側又は北側ルートによる施行方式が考えられるが、現道の南側又は北側ルートを採用した場合、支障となる物件が多くなる点、土工量が大きく、工事期間が長期となる点、全体事業費が高額になる点等が考えられる。よって、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に検討した結果、申請案が採用されており、その選定は適切なものと認められる。

加えて、本件事業の目的が現道の幅員狭小区間の解消であることから、新たなルートで当該区間を回避するよりも、現道拡幅による当該区間の改良を行う方が合理的な計画と判断される。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、走行性が著しく低い状況にあり、現道の幅員狭小区間を解消する必要があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
各務原市役所都市建設部用地課

岐阜県告示第五百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

大野町

二 事業の種類

大野町揖斐二度ザクラ公園整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県揖斐郡大野町大字南方字二度桜地内（以下「本件起業地」という。）

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、大野町が事業主体となり、本件起業地に大野町揖斐二度ザクラ公園を整備するものであり、法第三条第三十二号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益
大野町は、国宝「絹本着色五大尊像」をはじめ、国指定重要文化財、国史跡等

多くの歴史的文化遺産に恵まれている。一株の木に一重咲き・八重咲き・二度咲きの三種の花を咲かせるという国指定天然記念物「揖斐二度ザクラ」はそのような歴史的文化遺産に恵まれた大野町に生育しており、何度も枯死寸前になりながらも、地元住民の手厚い保護により、そのたびに息を吹き返している。また、近年では、地元有志により、接ぎ木による揖斐二度ザクラの増殖の試みが行われている。

しかしながら、揖斐二度ザクラは、定植したすべての木において二度咲きになるとは限らず、不特定の条件による突然変異的な要素を持つているため、保全・保護を実施するためには、多数の接ぎ木等による増殖が必要不可欠となるが、既存の揖斐二度ザクラ公園では面積が小さいため、育成本数には限度がある。よって、このままでは将来の揖斐二度ザクラの継承に支障がでることが予測されている。

本件事業の完成により、天然記念物揖斐二度ザクラ自体の増殖の促進に寄与することに加え、町民のみならず県内外からの来訪者の天然記念物への関心を隆起し、情操を豊かにすることや、苗木育成事業の効率化を図ることができる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は、既存の公園内に一箇所確認されているが、適切な措置を講ずるとしている。また、希少な動植物の存在は確認されており、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定について、揖斐二度ザクラ生育地周辺の三案について、社会的条件、経済的条件、技術的条件から総合的に検討した結果、本起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、揖斐二度ザクラを保全・保護する必要があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大野町役場産業建設部建設水道課

岐阜県告示第五百六十三号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月十八日から適用する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「高山市職員互助会」を 「高山市職員互助会」に改める。

関市

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党久々野町支部	代 表 者	大 宮 昌 夫	谷 口 昭 實
	会 計 責 任 者	水 口 健 一	元垣内 實
角田ひろし育てる会	主たる事務所の所在地	高山市久々野町久々野2148	高山市久々野町久々野1015
	代 表 者	栗 田 一 義	栗 田 榮 一
仙石みきおを支持する会	会 計 責 任 者	栗 田 一 義	栗 田 榮 一
	会 計 責 任 者	恒 松 法 古	八 木 和 義
つげせいき後援会	主たる事務所の所在地	加茂郡八百津町潮見405	加茂郡八百津町潮見1041 6

政治団体の名称	代 表 者 名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
すずき元八を育てる会後	鈴 木 栄 子	鈴 木 栄 子	可児郡御嵩町御嵩1007 5

堀たかかず後援会 代 表 者 堀 隆 和 大 野 成 正

岐阜県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

収支報告書（平成二十年分）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（その他の政治団体内）
「 三井株 三井株 法人等 700,000円 瑞穂市」を
「 三井株 三井株 法人等 700,000円 瑞穂市」に改める。
「 ドルフィン株 法人等 400,000円 岐阜市」
岐阜県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同法第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
平成23年			

採 決

8月1日

公 示

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

平成二十三年十一月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター